

# 高根沢町議会Facebookページ運用規定

令和3年2月1日制定

## 1. 目的

議会の活動について積極的に情報発信することによって、町民の議会に対する理解、町に対する関心が深まるよう、高根沢町議会Facebookページ（以下「ページ」という。）を開設する。

## 2. 基本データ

ページ名称 高根沢町議会

ページURL <http://www.facebook.com/takanezawa.town.gikai>

## 3. 運営主体等

運営主体 高根沢町議会

運用担当 高根沢町議会広報特別委員会（投稿原稿作成）

管理担当 高根沢町議会事務局（投稿操作）

## 4. 発信情報

- (1) 議会の活動状況
- (2) 会議の日程等
- (3) 広く町民に知らせるべき情報
- (4) その他運用担当が必要と認めた情報

## 5. 運用方法

- (1) 議会からの情報発信を原則とし、ほかのFacebookアカウントやページの投稿記事に対するコメントやシェア、いいね等の操作は行わないこととする。
- (2) 利用者は、本ページの閲覧、コメント、シェアは自由に行うことができる。
- (3) 本ページへのコメントに対する返信は原則行わない。また、投稿内容に関係のないコメントや、禁止事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を削除する場合がある。
- (4) 本ページによるメッセージ機能は使用せず、本ページや議会運営等に対する意見は、本町議会ホームページ上のメールフォーム等で受け付ける。
- (5) 運用担当が必要と認めるときは、運用方法を変更する場合がある。

## 6. 禁止事項

本ページの運用者は、次の事項に該当する内容の情報を発信しない。また、利用者のコメントが次の事項に該当する場合は、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を削除する場合がある。

- (1) 公序良俗又は法令に反し、またはそのおそれのあるもの
- (2) 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害するもの
- (3) 虚偽または事実と異なるおそれのあるもの
- (4) 著作権、商標権など、本町議会または第三者の権利を侵害するもの
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動
- (6) 自己の商品、店舗、会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含むもの
- (7) 本町議会が取り扱う情報のうち、一般に公表することを想定していないもの
- (8) 本町議会の信用を失墜させるおそれのあるもの
- (9) Facebookの利用規約に反するもの
- (10) その他、本ページの運営にあたり不適切と判断したもの

## 7. 著作権

- (1) 本ページにおいて掲載している情報の著作権は高根沢町議会に帰属する。
- (2) Facebook上でシェア機能を使用した転載や、出所を明記しての転載は可能である。

## 8. 免責事項

- (1) 本ページに掲載する情報の正確性、完全性については万全を期すが、利用者が本ページの情報を用いて行う一切の行為について、本町議会はいかなる責任も負わない。
- (2) 本ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、本ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害についても、本町議会は一切責任を負わない。
- (3) 利用者による本ページのコメント等への投稿について、本町議会は一切責任を負わない。
- (4) 上記のほか、本ページに関連して生じたいかなる損害についても、本町議会は一切の責任を負わない。

## 13. その他

この運用規定に定めがない事項については、運用担当が別に定める。